

年金から天引きされている方へ
国民健康保険税が仮徴収されます

令和4年度国民健康保険税が年金から天引き（特別徴収）されている方からは、令和5年2月の年金天引き額と同額を4月・6月・8月の年金からも仮徴収します。

本徴収の額は、7月の本算定時に確定し、年税額から仮徴収額を差し引いた額を、10月以降の納期に振り分けます（仮徴収で年税額より多く支払っている方には還付されます）。

令和5年度納付月						
支払い月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
特別徴収	◎		◎		◎	
支払い月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	●		●		●	

◎仮徴収 ●本徴収

☎ 税務課 課税班 ☎ 30-0213

休日・平日時間延長
マイナンバーカード交付窓口開設

休日や平日の下記時間帯に、マイナンバーカードの受け取りができます。

休日

- ▶ 日にち 3月5日☎、12日☎、26日☎
- ▶ 時間 8時30分～11時、13時～16時

平日時間延長

- ▶ 日にち 3月13日☎～24日☎（土日祝日を除く）
- ▶ 時間 18時40分まで（要予約）

受け取りの際に必要な物

- ・ 交付通知書（届いたはがき）
- ・ 本人確認書類（顔写真あり1点、または顔写真無し2点）
- ・ 通知カード、住民基本台帳カード（お持ちの場合）

☎ 市民課 戸籍年金班 ☎ 30-0212

徴収方法の変更

過去2年間において国民健康保険税の未納が無く、口座振替による納付方法を選択する場合は、国民健康保険税の徴収方法を特別徴収（年金天引き）から普通徴収に変更することができます。希望される方は、税務課課税班へお申し込みください。

なお、変更後に要件を満たさなくなった場合は、再び年金天引きに変更させていただくことがありますので、ご了承ください。

※普通徴収の納期は7月から2月までの8回です。

▶ 申請に必要なもの

- ①被保険者証
- ②これまで市税などの口座振替を利用していない方は、口座振替申し込み後の申請となります。ご利用になる金融機関へ「口座振替依頼書」を提出し、その口座振替依頼書の本人控え（金融機関の受付印のあるもの）をお持ちください。

水質を適正に管理
令和5年度 水質検査計画（案）

水質検査の適正化を確保することを目的とした、上水道の「令和5年度 水質検査計画（案）」を公開しています。

- ▶ 公開期間 3月1日☎から
- ▶ 公開場所 上下水道課 上下水道班の窓口および市ホームページで閲覧することができます。



ホームページはこちら

☎ 上下水道課 上下水道班 ☎ 30-0270

住宅にお困りの方へ
市営住宅の入居者を募集

市営住宅の入居者を募集します。申込者が多数の場合は、抽選により入居者を決定します。

- ▶ 入居要件 住宅に困っていること、市税の滞納がないことなど
- ▶ 募集期間 3月1日☎～15日☎ 8時30分～17時15分（土日を除く）
- ※都市整備課建築住宅班および各支所に募集案内と申込書を備え付けています。
- ▶ 抽選日 3月30日☎（予定）
- ▶ 申込先 都市整備課 建築住宅班

☎ 都市整備課 建築住宅班 ☎ 30-0266

**国保の届け出忘れずに
就職・退職・就学・卒業**

就職や退職、就学や卒業など、人生の節目を迎える時期です。就職・退職などに伴う健康保険変更は自動では行われませんので、必ず手続きが必要です。市役所市民課または各支所へ届出をお願いします。

なお、手続きの際には下表に記載されている持ち物のほか、マイナンバーカードや身分証明書（運転免許証など）をお持ちください。

国保を脱退するとき

事由	持ち物
他の市区町村に転出するとき	被保険者証
職場の健康保険に加入または被扶養者になったとき	被保険者証、職場の被保険者証
亡くなったとき	被保険者証

マル福（福祉医療受給者証）をお持ちの方へ

健康保険の被保険者証が変わった場合は、届け出が必要です。
届け出をしないと、福祉医療費の助成が受けられない場合があります。
新しい被保険者証をお持ちになり、市民課または各支所で手続きをお願いします。

学生でなくなったとき

マル学対象者が卒業などにより学生でなくなった場合、被保険者証の返還が必要です。
▼持ち物 マル学の被保険者証、学生でなくなった日を確かめる書類（卒業証明書や退学証明書など）



国保から脱退した方

3月中に国保から脱退した方は、3月分の保険料は新しい健康保険からの請求となります。令和4年度の国保税は2月中に納付が完了していますので、納めすぎとなる方に対しては、過納分の国保税をお返しします。
手続きの翌月末までに、還付のお知らせを送付します。
4月に国保から脱退した場合は、令和5年度の国保税は賦課されません。

就学のため転出するとき

子どもが大学などに入学するため、市外に住所を定め、元の世帯主が子どもの生活費などを援助していることが認められるときは、就学中の被保険者の特例（マル学）を申請することで、引き続き国保に加入することが可能です。
▼持ち物 在学証明書
※学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校のほか、これらの学校などと同程度の教育を行う教育機関も含まれます。

国保へ加入する方

3月中に国保へ加入した方には、3月分の国保税の納付書が4月に送付されます。4月以降の国保税については、7月に※1年分の納付書を送付されます。
※4月から翌年3月までの1年分の国保税を、7月から2月の8回に分けて納付していただきます。

国民健康保険税の納付

国保に加入するとき

事由	持ち物
他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をめた証明書
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
子どもが生まれたとき	母子健康手帳

その他国保に係る手続き

事由	持ち物
市内で住所が変わったとき	
世帯主や氏名が変わったとき	被保険者証
世帯が分かれる、または一緒になったとき	
就学のため、別に住所を定めるとき	被保険者証、在学証明書